

# 令和3年定例第3回市議会会議録(第1日)

令和3年9月7日午前9時30分定例第3回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	河野	一仁	9番	上津原	博
2番	森	弘子	10番	荒巻	隆伸
3番	村上	義徳	11番	瀬口	健
4番	奥	由美子	12番	壇	康夫
5番	吉原	政宏	13番	中尾	眞智子
6番	末吉	達二郎	14番	中島	一博
7番	古賀	義教	15番	宮本	五市
8番	前原	武美	16番	牛嶋	利三

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田中裕樹	係長	宋由美子
参与	馬場洋輝	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	福祉事務所長	末吉建
副市長	宮寄敬介	環境衛生課長	松尾和久
教育長	待鳥博人	農林水産課長	宮崎眞一
監査委員	平井常雄	商工観光課長	猿本邦博
総務部長	西山俊英	上下水道課長	甲斐田裕士
市民部長 兼市民課長	盛田勝徳	学校教育課長	北嶋淳一郎
保健福祉部長	松尾博	建設課長	城戸邦宏
環境経済部長	坂田良二	税務課長	河野浩士
建設都市部長	松尾武喜	財政課長補佐 兼財政係長	松尾郁代
教育部長	藤吉裕治	企画振興課長 補佐兼企画係長	村越公貞
消防長	北嶋俊治	企画振興課 地方創生係長	堤哲志
総務課長	梶嶋晋治	税務課長 資産税係長	松藤秀樹
秘書広報課長	久保井千代	建設課道路係長	小川仁
企画振興課長	木村勝幸	建設課水路係長	松尾充孝
健康づくり課長	田中聡美		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査）

- (4) 議案一括上程
- (5) 提案理由説明
- (6) 報告第5号 令和2年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- (7) 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (8) 諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (9) 承認第5号 専決処分の承認について（専決第4号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第5号））
- (10) 認定第1号 令和2年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (11) 認定第2号 令和2年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (12) 認定第3号 令和2年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (13) 認定第4号 令和2年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (14) 認定第5号 令和2年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定について
- (15) 認定第6号 令和2年度みやま市上水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- (16) 認定第7号 令和2年度みやま市下水道事業決算の認定について
- (17) 議案第34号 みやま市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
- (18) 議案第35号 みやま市押印及び署名の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (19) 議案第36号 みやま市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく市税の課税免除に関する条例の制定について
- (20) 議案第37号 みやま市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (21) 議案第38号 みやま市過疎地域持続的発展計画の策定について
- (22) 議案第39号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第6号）
- (23) 議案第40号 令和3年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

(追加日程)

- (1) 発議第4号 ワンヘルスの推進に関する決議
- (2) 有明生活環境施設組合議会議員の補欠選挙について

---

午前9時30分 開会

○議長（牛嶋利三君）

ただいまから令和3年定例第3回市議会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定について

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 会期の決定についてを議題といたします。

本件は、先日の議会運営委員会において協議をしていただいておりますので、委員長の報告を求めてまいります。前原議会運営委員会委員長お願いいたします。

○議会運営委員長（前原武美君）（登壇）

皆さんおはようございます。令和3年定例第3回市議会の運営につきまして、8月27日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容についてただいまより御報告を申し上げます。

第1に、本会議に付議されました案件は、報告1件、諮問2件、承認1件、認定7件、議案7件でございます。

第2に、本会議の開催は本日9月7日から9月22日までの16日間といたします。

第3に、その日程でございますが、日程につきましては既に皆様方に資料として配付しておりますので、御参照方よろしくお願い申し上げます。

第4に、審議方法について申し上げます。

諮問第4号及び諮問第5号及び承認第5号の3件につきましては即決といたします。

認定第1号から認定第7号までの7件につきましては、決算審査特別委員会付託といたします。

議案第34号から議案第36号までの3件及び議案第38号の計4件につきましては、総務常任委員会付託といたします。

議案第37号の1件につきましては、産業建設常任委員会付託といたします。

議案第39号及び議案第40号の2件につきましては、全体審議といたします。

なお、今議会におきましても、新型コロナウイルス感染対策のため、執行部につきましては議案審議に必要な最小限での出席体制としております。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

ここでお諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの16日間にしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月22日までの16日間と決定をいたしました。

**日程第2 会議録署名議員の指名について**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして2番森弘子議員、3番村上義徳議員、この両名を指名いたします。

**日程第3 監査報告について（例月出納検査）**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第3. 監査報告について。監査委員の報告を求めてまいります。平井監査委員お願いいたします。

**○監査委員（平井常雄君）（登壇）**

改めておはようございます。例月出納検査の結果について御報告をいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を次のとおり御報告申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業会計に属する出納状況でございます。

現金の出納及び保管につきましては、令和3年4月分から6月分までの各月月末現在における各会計別歳出後の現金額は、指定金融機関残高表及び支払証憑書類、その他関

係諸帳簿と照合いたしました結果、何ら非違事項、また、指摘事項も認められず、全て適正に処理をされておりました。

以上、御報告を終わります。

#### 日程第4 議案一括上程

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第4．議案の一括上程を行います。

報告第5号の1件、諮問第4号から第5号までの2件、承認第5号の1件、認定第1号から第7号までの7件、議案第34号から第40号までの7件を議題といたします。

#### 日程第5 提案理由説明

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第5．市長の提案理由説明を求めます。松嶋市長お願いします。

##### ○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めまして、皆様おはようございます。まずは、まだ緊急事態宣言ということでコロナ禍が収まっておりません。その中でも献身的にコロナ患者のために働いておられるお医者様はじめ医療関係者、そして、皆様方に対し、本当に御努力をいただいておりますことを深く感謝申し上げます。本当にありがとうございます。一日も早い事態の収束を願っておるわけでございます。

それでは、提案理由を説明させていただきます。

本日ここに、令和3年第3回みやま市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、本議会に御提案いたします議案につきまして御説明申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付をしております報告第5号 令和2年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてから議案第40号 令和3年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までの18件でございます。

まず、報告第5号 令和2年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率について報告す

るものでございます。

財政の健全度を表します4つの指標につきましては、国が示す早期健全化の基準を大きく下回るなど、健全な状況でございます。

次に、諮問第4号及び諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、任期満了に伴う人権擁護委員の候補者として2名の方を法務大臣へ推薦することにつきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

次に、承認第5号につきましては、令和3年度みやま市一般会計補正予算（第5号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

令和3年8月11日からの大雨に伴い、緊急を要する経費につきまして、専決処分をいたしているところでございます。

次に、認定第1号 令和2年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定から認定第5号 令和2年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定までの5件につきましては、地方自治法第233条の規定により、令和2年度決算の認定をお願いするものでございます。

次に、認定第6号 令和2年度みやま市上水道事業剰余金の処分及び決算の認定につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和2年度決算に伴う剰余金を剰余金処分決算書案のとおり処分することについて、議会の議決をお願いするとともに、同法第30条第4項の規定に基づき、令和2年度決算の認定をお願いするものでございます。

次に、認定第7号 令和2年度みやま市下水道事業決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、令和2年度決算の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第34号 みやま市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係する条例を改正するものでございます。

次に、議案第35号 みやま市押印及び署名の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、本市における押印及び署名の見直しに伴い、関係条例の押印を求める規定を整理する必要があるため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第36号 みやま市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく市税の課税免除に関する条例の制定につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月に施行されたことに伴い、市税の課税免除に関する条例を新たに制

定するものでございます。

次に、議案第37号 みやま市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26号の地方公共団体等を定める省令の一部の改正に伴い、条例を改正するものでございます。

次に、議案第38号 みやま市過疎地域持続的発展計画の策定につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定に基づき、新たに本市の過疎地域持続的発展計画を策定したため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第39号及び議案第40号は、本年度予算の補正をお願いするものでございます。

今回の一般会計の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策への支援策であります「がまだす・みやま全力応援事業」の第13弾に要する経費のほか、障がい児支援サービス費の追加補正や、ため池等浚渫工事費などを計上いたしております。

次に、介護保険事業につきましては、介護給付費等事業費などの前年度精算による国等への返還金を計上いたしております。

なお、各議案等の詳細につきましては、後ほど担当より御説明申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上が今議会に提案いたしております議案でございます。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

## 日程第6 報告第5号

### ○議長（牛嶋利三君）

日程第6．報告第5号 令和2年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を求めます。西山総務部長お願いします。

### ○総務部長（西山俊英君）（登壇）

皆様改めましておはようございます。報告第5号 令和2年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率と資金不足比率を議会に報告するものでございます。

健全化判断比率の4つの指標につきましては、健全化判断比率報告書の表中、上段の数値が本市の令和2年度決算数値、括弧書きの数値が早期健全化基準を示すものでございます。



まず、実質赤字比率は、普通会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、決算が黒字の場合はこの比率がありません。本市の令和2年度普通会計の決算は598,214千円の黒字で、実質赤字比率は該当ありません。

次に、連結実質赤字比率は、全会計を対象とした連結の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、本市の令和2年度決算における全ての会計の収支は1,844,001千円の黒字となっており、連結実質赤字比率も該当ありません。

続いて、実質公債費比率は、債務負担行為などを含む実質的な公債費の決算額の標準財政規模に対する比率でございますが、令和2年度は前年度より0.1ポイント悪化し、4.3%となっております。

次に、将来負担比率は、普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、本市の令和2年度決算は、将来負担すべき負債の合計に対して基金や今後地方交付税に算入される額の合計額が上回っており、将来負担比率は算定されません。

続いて、資金不足比率について御説明いたします。

次ページをお願いいたします。

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であります。令和2年度決算の上水道事業及び下水道事業会計については黒字となっており、資金不足比率は該当がありません。

本市の令和2年度決算は、いずれの指標も早期健全化の判定基準を大きく下回っており、健全な数値となっております。また、地方公共団体健全化法の規定により、監査委員の監査にも付しておりますので、申し添えます。

以上、報告第5号 令和2年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより監査委員の審査意見を求めてまいります。平井監査委員お願いします。

**○監査委員（平井常雄君）（登壇）**

それでは、令和2年度みやま市の財政健全化、上水道及び下水道事業会計経営健全化審査の意見を申し上げます。

審査につきましては、健全化判断比率及び資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和3年7月27日に実施し、い

ずれも適正に作成しているものと認められました。

なお、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率につきましては、早期健全化基準を下回っており、いずれも良好な状態でございます。

また、資金不足比率につきましても、経営健全化基準を大きく下回っており、良好な状態でございます。

詳細につきましては、別紙意見書を御高覧ください。よろしく申し上げます。

今後も、早期健全化基準及び経営健全化基準を超えることがないよう財政の健全化に向けて努力をしていただくことを期待いたしまして、簡単ではございますが、令和2年度の経営健全化審査意見とさせていただきます。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、これより質疑を行ってまいります。

質疑に当たりましては、会議規則第55条の規定のとおり、全て簡明に行い、議題外の内容及び自己の意見を述べることがないようお願いをしておきたいと思っております。

それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

本件につきましては、質疑の通告もあっておりませんが、質疑なしということで認めてまいります。これで質疑を終わります。

**日程第7 諮問第4号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第7. 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本件についての提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いいたします。

**○市長（松嶋盛人君）（登壇）**

諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、十時文雄氏の任期が令和3年12月31日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として再度、十時氏を法務大臣に推薦したいので、議会へ諮問するものでございます。

十時氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当

該候補者に最適な方と考えております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御意見賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。

本件につきましては、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

諮問第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第4号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第4号を採決いたします。

お諮りをいたします。本件については適任であるという意見を答申したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、適任であるという意見を答申することと決定をいたしました。

## 日程第8 諮問第5号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8. 諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、山下昭美氏の任期が令和3年12月31日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として、再度、山下氏を法務大臣に推薦したいので、議会へ諮問するものでございます。

山下氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該候補者に最適な方と考えております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御意見賜りますようお願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

本件につきましては、質疑の通告があつてございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

諮問第5号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よつて、諮問第5号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第5号を採決いたします。

お諮りをいたします。本件については適任であるという意見を答申したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よつて、諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦については適任であるという意見を答申することと決定いたしました。

**日程第9 承認第5号**

○議長（牛嶋利三君）

日程第9．承認第5号 専決処分の承認について（専決第4号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。西山総務部長お願いします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

承認第5号 専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は8月11日から的大雨に伴い、緊急を要する経費について、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年8月18日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決第4号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算にそれぞれ55,430千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23,279,549千円といたしております。

まず、予算書4ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正は、農業用施設、林道施設及び公共土木施設の災害復旧事業債をそれぞれ追加、変更いたしております。

続きまして、歳入予算について主なものを御説明いたします。

予算書7ページからでございます。

15款2項2目の災害等廃棄物処理事業費補助金は、大雨により排出された電化製品、家具などの回収、処分や住宅便槽に流入した雨水等のくみ取り料などに充てるため、5,590千円を計上いたしております。

次に、予算書8ページ、20款1項1目．前年度繰越金29,640千円は、一般財源の額を調整して計上いたしております。

続いて、9ページの市債については、歳出予算の災害復旧事業に係る機械借上料に対し、それぞれ市債を追加補正いたしております。

引き続き、歳出予算の主なものを御説明いたします。予算書10ページからでございます。

3款4項1目の被災住宅便槽汲取料は、今回の大雨により冠水した住宅に設置されている便槽に流入した雨水等のくみ取り料を計上するもので、8,000千円を計上いたしております。

また、災害廃棄物収集・処分委託料6,000千円は、大雨により排出された電化製品や流木、麦わらなどを回収、処分するものでございます。

次に、予算書11ページ、11款1項1目、農業用施設単独災害復旧事業費は、大雨による排

水機場燃料費の不足分6,000千円、また、被災した水路等の復旧に係る機械借上料10,000千円を追加いたしております。

次の11款1項2目、林道施設災害復旧事業費は、林道等が被災した箇所等の復旧に係る機械借上料5,000千円を追加いたしております。

次に、予算書12ページ、11款2項1目、公共土木施設単独災害復旧事業費は、農業用施設と同様に燃料費5,000千円、被災した道路等の機械借上料10,000千円を追加いたしております。

次の都市下水路・雨水ポンプ場災害復旧事業費は、雨水ポンプ場の燃料費900千円、修繕料1,200千円などを計上いたしております。

続いて、公園災害復旧事業費は、機械借上料500千円、次の公営住宅災害復旧事業費は、冠水した下小川団地の浄化槽雨水等汲取料750千円を計上いたしております。

なお、詳細な内容につきましては、資料に記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

#### ○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。

質疑の通告がっておりますので、発言を許可いたします。

歳出11款1項1目、農業用施設災害復旧費及び11款2項1目、公共土木施設災害復旧費に対する質疑を行ってまいります。5番吉原政宏議員。

#### ○5番（吉原政宏君）

おはようございます。このたびの8月豪雨に際しましては、執行部の皆さんにおかれまして、避難情報の発令、避難所の運営、また、災害箇所の対応、復旧に当たられたことを感謝申し上げます。

内水氾濫を防ぐための排水機場、今回はほぼフル稼働だったかと思います。最終的には農業用施設が排水機場6か所の6,000千円、公共土木で排水機場3か所5,000千円、雨水ポンプ場2か所900千円の歳出となっております。最終的には全箇所11か所補給されたと思いますが、大雨が降り続いていた8月13日、14日、15日、この辺りに補給が必要になった箇所、補給状況について伺います。

○議長（牛嶋利三君）

松尾建設都市部長。

○建設都市部長（松尾武喜君）

吉原議員さんの質問に対してお答えいたします。

みやま市では、先ほど議員さんが申されましたように、建設課で管理しております排水機場が合計9か所と上下水道課が管理する雨水ポンプ場が2か所ございます。

先ほど申されました8月12日から15日にかけて連続して排水ポンプの運転を行っているところでございます。

各排水機場のことについて御説明をいたします。

堀切排水機場につきましては、8月13日、8月14日、8月15日、8月16日につきまして給油を行っているところでございます。合計といたしまして1万600リットル給油を行っております。

次に、徳島排水機場につきましては、8月14日と8月16日に給油を行っているところでございます。総給油量が6,500リットルでございます。

立石排水機場につきましては、8月14日、8月16日に給油を行っております。総給油量が5,000リットルでございます。

永治排水機場につきましては、8月13日、8月14日、8月16日に給油を行っているところでございます。総給油量といたしまして7,000リットル給油をしております。

では続きまして、高田排水機場です。高田排水機場につきましては、8月14日に給油を行っております。その1日だけで6,000リットル給油を行っておるところでございます。

岩津排水機場になりますが、8月14日、8月15日、8月16日に給油を行っております。総給油量といたしまして1万500リットルでございます。

次に、文広排水機場になります。文広排水機場につきましては、8月13日、8月14日、8月15日、8月17日に給油を行っておるところでございます。総給油量としまして1万3,000リットル給油を行っております。

川内排水機場になります。川内排水機場につきましては、8月13日、8月15日、8月16日に給油を行っております。総給油量といたしまして1万リットル給油をしております。

続きまして、大根川排水機場です。大根川排水機場につきましては、8月13日、8月14日、8月17日、3回給油を行っております。総給油量としまして5,700リットル給油を行ってお

ります。

上下水道課所管の上庄雨水排水ポンプ場でございますが、8月14日に1,000リットル給油を行っているところでございます。

下庄雨水排水ポンプ場につきましては、8月13日、8月14日、8月15日に給油をいたしまして、総給油量といたしまして5,500リットル給油をいたしているところでございます。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

5番吉原政宏議員。

**○5番（吉原政宏君）**

結構小まめに給油をされているのかなと思います。大きい枠があって、実際消費、使った分の補給が毎日されていたというイメージだと思います。今回は11か所全て補給されたということですが、今回、豪雨によって市内あらゆる箇所が冠水しておりました。この排水機場に行くまでの道で冠水のために行きづらかったり、または排水機場の周りが冠水していたり、また、それによって補給が困難な箇所があったのか、もしあった場合は、その対策を今後どのようにされるのか、お伺いしたいと思います。

**○議長（牛嶋利三君）**

城戸建設課長。

**○建設課長（城戸邦宏君）**

おはようございます。私のほうからお答えさせていただきます。

先ほど吉原議員さんの御質問でございますけれども、市内の中で冠水して排水機場へ給油に行きづらかった箇所、こういった箇所が2か所ほどあります。1つは、岩津の排水機場、それから大根川の排水機場、ここについてはちょっと遠回りしてから給油に行ったというふうな経過がございます。

その冠水でございますけれども、対策という部分で言いますと、今、先行排水のほうを実施しているところでございます。この先行排水については全員協議会のほうでお答えさせていただきましたけれども、短期間の冠水という部分では非常に効果がございますけれども、長期にわたると非常に先行排水が機能しなくなるというふうな問題もございます。そのようなこともございますので、ほかには排水ポンプ車の設置でございますとか、あるいは今、排水機場の新規の増設のほうを要望いたしておりますので、そういうふうなハード面、そ



うふうな整備を、今後、国や関係機関のほうに働きかけを行っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

5番吉原政宏議員。

○5番（吉原政宏君）

ぜひ早めの対応をお願いしたいと思います。

ポンプ場の燃料は重油だと思います。重油が結構、冬場はビニールハウスで業者さんも在庫があるみたいなんですけど、夏場が重油の在庫がなかなかないみたいで、今回のポンプ場の排水機場の給油に関しても、なかなか市内業者さんが市外業者さんから調達したんじゃないかということもちょっと聞いておりますので、早めにこの燃料補給、燃料不足、せっかく整備して稼働している状況なのに燃料がないために稼働しなかったということにならないように、今後も早めの対応をお願いしたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

以上で通告によります質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑を終わります。

承認第5号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第5号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

続きまして、これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第5号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第5号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、承認第5号 専決処分の承認について（専決第4号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第5号））は承認することと決定をいたしました。

**日程第10～日程第16 認定第1号～認定第7号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第10. 認定第1号 令和2年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第16. 認定第7号 令和2年度みやま市下水道事業決算の認定についてまでの7件について提案理由の説明を求めます。西山総務部長お願いいたします。

**○総務部長（西山俊英君）（登壇）**

それでは、私のほうより、認定第1号から認定第5号まで、令和2年度みやま市一般会計及び各特別会計の決算認定について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

なお、決算数値並びに主要な施策の成果の概要につきましては、令和2年度みやま市決算に係る主要な施策の成果説明書を基に申し上げます。

また、決算数値につきましては、端数を切り捨て、万円単位で申し上げますので、よろしくお願いいたします。

少々長くなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、認定第1号 令和2年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

成果説明書の4ページをお願いいたします。

まず、I、決算規模・収支の状況でございますが、令和2年度みやま市一般会計の歳入決算額は27,099,230千円、歳出決算額は26,352,720千円となり、歳入歳出差引額が746,510千円でございます。これから翌年度に繰り越すべき財源148,380千円を差し引いた実質収支は、598,120千円の黒字となっております。

歳入歳出決算額を前年度と比較いたしますと、歳入決算額はプラス37.3%、歳出決算額もプラス38%と、それぞれ大幅に増加しております。

続きまして、歳入決算の概要について御説明いたします。

成果説明書、同じく4ページのⅡ、歳入の状況の表で御説明いたします。

まず、1款. 市税の決算額は3,736,110千円、前年度比0.2%の減となっております。償却資産の減に伴い、固定資産税が減少したことなどが主な要因でございます。

続いて、2款. 地方譲与税から12款. 交通安全対策特別交付金までは、国、県からそれぞれの制度に基づき交付されております。

2款. 地方譲与税は、自動車重量譲与税の減などにより、前年度比0.2%減の214,230千円、7款. 地方消費税交付金は、消費税率引上げの影響により、前年度比24.5%増の759,040千円となっております。

次に、11款. 地方交付税の決算額は5,890,180千円と歳入全体の21.7%を占めておりますが、前年度と比較して141,220千円の増、前年度比プラス2.5%となっております。過疎対策事業債償還費の増による普通交付税の増などによるものでございます。

続いて、15款. 国庫支出金は、決算額7,295,040千円、前年度と比較して4,638,790千円、率にしてプラス174.6%の大幅増となっております。特別定額給付金給付事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増加が主な要因となっております。

次に、16款. 県支出金は、決算額1,784,910千円となっており、前年度比28,870千円の増、率でプラス1.6%でございます。これは、障害者自立支援給付費負担金の増などによるものでございます。

次に、18款. 寄附金は、490,720千円の決算額となっており、前年度に対して281,660千円の増、プラス134.7%となっております。ふるさと寄附金の増が主な要因でございます。

最後に、22款. 市債は、決算額4,134,740千円、前年度比2,053,170千円の増、率にしてプラス98.6%でございます。これは(仮称)みやま市総合市民センター建設事業や新ごみ処理施設整備事業など、過疎対策事業債が大幅に増加したことが主な要因でございます。

続きまして、歳出決算について概要を御説明いたします。

成果説明書20ページをお願いいたします。

20ページのⅢ、歳出の状況の表で御説明いたします。

まず、1款. 議会費は、決算額166,760千円、前年度に対し5,230千円の減でございます。これは、前年度に議会映像配信機器購入があったことなどによるものでございます。

次に、2款. 総務費は、決算額8,753,010千円、前年度に対し6,188,700千円の増、率にし

てプラス241.3%の大幅増となっております。市民1人当たり100千円を給付した特別定額給付金給付事業費の皆増や総合市民センター建設事業費の増が主な要因でございます。

続きまして、3款. 民生費は、7,244,860千円の決算額で、前年度比50,170千円の増、率でプラス0.7%となっております。本市のコロナ支援策である、がんばる地域医療福祉従事者継続支援金の皆増が主な要因でございます。

次に、4款. 衛生費は、決算額2,382,720千円、前年度比269,480千円の増、率にしてプラス12.8%となっております。新ごみ処理施設整備に伴う有明生活環境施設組合負担金や埋立処分地整備工事費の増が主な要因でございます。

次に、6款. 農林水産業費は、決算額が1,354,970千円、前年度比68,060千円の増、率にしてプラス5.3%となっております。スマート農業推進強化事業費補助金や農業用施設維持工事費の増などによるものでございます。

続きまして、7款. 商工費は、427,540千円の決算額で前年度比166,050千円の増、率でプラス63.5%でございます。プレミアム商品券事業補助金や休業等支援金、持続化給付加算金などの感染症対策、商工業振興費の増が主な要因でございます。

次に、8款. 土木費は、決算額1,307,040千円、前年度比495,470千円の減、率でマイナス27.5%となっております。これは前年度に下楠田団地整備事業があったことなどによるものでございます。

続きまして、9款. 消防費は、792,660千円の決算額で前年度比57,780千円の増、率にしてプラス7.9%でございます。筑後地域消防指令センターの設備改修に伴う負担金の増が主な要因でございます。

次に、10款. 教育費は、決算額1,858,150千円、前年度比290,280千円の増、率でプラス18.5%となっております。GIGAスクール構想に基づき、児童・生徒に1人1台の端末を整備する学習用端末整備事業及び学校内の情報通信ネットワーク環境整備事業の増などによるものでございます。

続いて、11款. 災害復旧費は、決算額589,890千円、前年度比485,140千円の増、率でプラス463.1%の大幅増となっております。令和2年7月豪雨によります農業用施設、公共土木施設の災害復旧事業費の増によるものでございます。

最後に、12款. 公債費は、決算額1,457,940千円、前年度比179,350千円の増、率にしてプラス14%となっております。平成27年度借入の桜舞館小学校建設事業の元金償還開始による

増などが主な要因でございます。

以上、一般会計決算の状況を御説明いたしました。

引き続き、特別会計の決算状況について御説明申し上げます。

認定第2号 令和2年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

成果説明書は272ページからでございます。

272ページの中ほど、令和2年度みやま市国民健康保険事業特別会計は、歳入決算額が5,798,340千円、歳出決算額が5,526,680千円で、歳入歳出差引額は271,650千円の黒字となっております。

273ページでございますが、前年度と比較いたしますと、歳入決算額合計で263,790千円の増、歳出決算額は173,020千円の増となっております。

上段、歳入決算額のうち1款、国民健康保険税は、国への国保事業費納付額の引上げに伴い、税率を県算定の標準保険料率へ改定したため、決算額1,083,160千円、前年度比128,410千円の増となっております。また、歳出決算額のうち3款、国保事業費納付金の決算額は1,477,370千円、前年度比105,870千円の増となっております。

続きまして、認定第3号 令和2年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

成果説明書は282ページからでございます。

282ページの中ほど、令和2年度みやま市後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額660,570千円、歳出決算額657,850千円、歳入歳出差引額は2,710千円の黒字となっております。

同ページ下の表ですが、前年度と比較しますと、歳入決算額で21,610千円の増、次のページ上段の歳出決算額で21,020千円の増となっております。保険料収入及び広域連合納付金の増が主な要因でございます。

次に、認定第4号 令和2年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

成果説明書は286ページでございます。

まず、介護保険事業勘定でございますが、第7期介護保険事業計画の最終年度に当たる令和2年度の歳入決算額は5,052,560千円、歳出決算額は4,850,270千円で、歳入歳出差引額は202,280千円の黒字となっております。

286ページ下の表ですが、前年度と比較いたしますと、歳入決算額で113,920千円の減、次ページ上段の歳出決算額で98,910千円の減となっております。

続いて、成果説明書299ページをお願いいたします。

299ページ中ほど、介護サービス事業勘定につきましては、歳入決算額19,070千円、歳出決算額11,200千円で、歳入歳出差引額は7,860千円の黒字となっております。

最後に、認定第5号 令和2年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

成果説明書302ページでございます。

前年度に引き続き用地取得は行っておりません。歳入決算額は80千円、歳出決算額はゼロ円、歳入歳出差引額は80千円の黒字でございます。

以上、認定第1号から認定第5号まで一括して御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

#### ○議長（牛嶋利三君）

続きまして、甲斐田上下水道課長お願いします。

#### ○上下水道課長（甲斐田裕士君）（登壇）

皆さん、改めましてこんにちは。認定第6号 令和2年度みやま市上水道事業剰余金の処分及び決算の認定について提案理由の御説明を申し上げます。

令和2年度みやま市上水道事業会計決算書を御覧ください。

なお、決算数値につきましては、端数を切り捨て、万単位で申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、決算書の15、16ページを御覧ください。

収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きの金額で、15ページ下段にあります収益合計は527,000千円、16ページ下段の費用合計は476,280千円でございます。前年度と比較しまして、収益では6,500千円、1.2%の増、費用では4,980千円、1%の減となっております。

次に、7ページを御覧ください。

損益計算につきましては、中段下ほどにあります経常利益は50,980千円となり、下段にあります特別利益と特別損失の差、250千円を差し引いた当年度純利益は50,720千円となります。前年度繰越利益剰余金が39,230千円ありますので、未処分利益剰余金変動額250千円と合わせ、当年度未処分利益剰余金は全体として90,210千円となります。

9 ページを御覧ください。

この剰余金の処分案が令和2年度みやま市水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。  
資本金組入れの250千円を除いた89,960千円を繰越利益剰余金として来年度へ繰り越すこととしております。

次に、3 ページ、4 ページを御覧ください。

資本的収入及び支出につきまして、消費税込みの金額で、4 ページ左上の収入決算額101,380千円、同ページの下段にあります支出決算額312,950千円でございます。

収支不足額211,560千円につきましては、3 ページから4 ページの最下段に記載しておりますように、損益勘定留保資金等で補填しており、資金不足は生じておりません。

最終の29ページに補填財源明細書を掲載しております。右下の年度末残高は744,340千円となっております。

今後とも経費節減等、企業努力を重ねながら事業を推進し、正常な水の安定供給に努めてまいります。

なお、監査委員からの綿密な審査をいただき、お手元に差し上げておりますような意見書をいただいている次第でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決及び認定いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、認定第7号 令和2年度みやま市下水道事業決算の認定について提案理由の御説明を申し上げます。

令和2年度みやま市下水道事業会計決算書を御覧ください。

なお、決算数値につきましては、端数を切り捨て、万単位で申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、決算書の18、19ページを御覧ください。

収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きの金額で18ページ下段にあります収益合計は646,540千円、19ページ下段の費用合計は637,460千円でございます。

なお、企業会計移行初年度での決算ですので、前年度との比較はございません。

次に、7 ページを御覧ください。

損益計算につきまして、中段下ほどにあります経常利益は12,370千円となり、下段にあります特別損失3,290千円を差し引いた当年度純利益は9,070千円となります。

企業会計移行初年度で、前年度繰越利益剰余金及び未処分利益剰余金に変動額はございませんので、当年度未処分利益剰余金は当年度純利益と同額の9,070千円となります。

9ページを御覧ください。

先ほど未処分利益剰余金9,070千円について、繰越利益剰余金として次年度以降に繰り越すこととしております。

次に、3ページ、4ページを御覧ください。

資本的収入及び支出につきましては、消費税込みの金額で、4ページ左上の収入決算額435,320千円、同ページの下段にあります支出決算額574,660千円でございます。収支不足額139,340千円につきましては、3ページから4ページの最下段に記載しておりますように、損益勘定留保資金等で補填しており、資金不足は生じておりません。

最終の34ページに、補填財源明細書を記載しております。右下の年度末残高は16,910千円となっております。

今後とも高いコスト意識を持って事業執行に努め、安定的な下水道サービスを提供していくため、より一層の健全経営に努めてまいります。

なお、監査委員から綿密な審査をいただき、お手元に差し上げておりますような意見書をいただいております次第でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

#### ○議長（牛嶋利三君）

それでは、ここで監査委員の審査意見を求めてまいります。平井監査委員さんお願いします。

#### ○監査委員（平井常雄君）（登壇）

それでは、決算審査意見を申し上げます。

令和2年度決算審査の対象は、みやま市一般会計歳入歳出決算から下水道事業会計決算までの7会計でございます。

決算規模といたしましては、一般会計が歳入決算額27,099,236,751円、歳出決算額が26,352,722,362円でございます。

国民健康保険事業等の特別会計の合計額の歳入決算額は11,530,643,312円、歳出決算額が11,046,027,673円となっております。一般会計と特別会計の合計額の決算額は、歳入決算額



が38,629,880,063円、歳出決算額が37,398,750,035円となっており、一般会計、特別会計の全ての会計において黒字決算となっております。

次に、上水道事業会計の決算状況といたしまして、収益的収支については、収益的収入が574,646,540円、収益的支出が503,511,162円となっております。

資本的収支については、資本的収入が101,389,524円、資本的支出が312,950,284円で、収支差引き211,567,760円の不足額は、当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、損益勘定留保資金をもって補填されております。

また、下水道事業会計の決算状況といたしましては、収益的収支については、収益的収入が685,686,405円、収益的支出が651,652,838円となっております。

資本的収支については、資本的収入が435,324,556円、資本的支出が574,668,424円で、収支差引き139,343,866円の不足額は当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、損益勘定留保資金をもって補填をされております。

以上が令和2年度の決算規模でございますが、決算の概要につきましては、決算審査意見書に記載をいたしておりますので、御高覧いただきたいと思います。

審査は水道事業会計を7月1日、一般会計及び特別会計を7月6日から7月27日の間に実施し、全ての課等について決算書及び成果説明書を中心に行い、その中で主なものを報告させていただきます。

まず、一般会計及び特別会計について申し上げます。

1番目に、税等の徴収でございますが、市税の収入率は95.4%と良好な状態であります。また、収入未済額につきましては、前年度と比較して16%増加しており、引き続き住民の納税意識の高揚が必要かと思われまます。

徴収事務につきましては、収入率の改善に向けた取組に努力の跡がうかがえるところではありますが、今後も税の公平性を保つ意味からも、その実態と内容に検討を加え、徴収には毅然とした姿勢をもって当たられ、収入未済額の解消に向けてなお一層の努力を望むものであります。

地方交付税が減額していく中、今後のみやま市の財源安定化のためには、自主財源を確保する取組が重要でございます。

2番目に、予算の流用、充用でございます。

いずれも関係法令に基づいた適正な執行がなされておりますが、予算編成に当たっては、

より慎重を期されることを望むものであります。

3番目に、不用額についてでございます。

不用額については、経費節減に伴うものもありますが、新型コロナウイルス感染予防対策に伴うものが多く見られました。

今後も引き続き事業内容を十分に精査した上で予算を計上するよう努めていただきたいと思います。

また、基金繰入れを行っている財政状況の中では、今後も執行状況を的確に把握し、年度途中において不用額が認められるものについては、減額補正をするなど、財源の有効活用を図られるよう望むものであります。

4番目に、その他でございますが、市が管理する施設の借地料については、内容を精査され、所有者との契約内容を見直すなど、さらなる工夫や検討を望みます。

また、災害発生時の被災者支援や補助金等を交付する際は、事業の周知や結果確認方法等を引き続き検討されることを望みます。

5番目に、国民健康保険事業特別会計についてでございます。

少子・高齢化や医療技術の高度化などにより、医療費は増加傾向にあり、早期発見、早期治療による保険給付の抑制を図るため、特定健康診査等の受診率向上の対策を講じられるよう望むものであります。

次に、上水道事業会計について申し上げます。

本年度も黒字決算ではありますが、水道行政の充実及び水道事業の健全化のため、今後も漏水箇所の修繕及び老朽管の布設替え等を計画的に行い、有収率の向上を図ることを望むものであります。

また、水道使用料の未納額についても、引き続き力を注がれ、さらなる経費の節減と将来の水需要に備え、万全を期されるよう望むものであります。

下水道事業につきましては、本年度より公営企業法の財務規定等を適用したため前年度との比較はできませんでしたが、有収水量の1立法メートル当たり汚水処理原価が使用料単価を上回っている状況であります。地方公営企業は独立採算による経営を求められることを念頭に置き、一般会計からの繰入れが少なくなるよう、汚水処理構想や経営戦略の見直し等も今後検討されることを望みます。

以上、各会計について審査意見を申し上げましたが、今後も財政運営に当たっては、効率

的な予算執行と安定した財源の確保に努め、住民の福祉の増進のため、最少の経費で最大な効果が上げられるように、なお一層の研さんを望むものであります。

以上で決算審査意見の御報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議は11時にしておきましようか。

午前10時49分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（牛嶋利三君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開してまいります。

ただいまから令和2年度決算審査に入りますが、今後、14名で構成する決算審査特別委員会を設置し、審議することとしております。質疑につきましては簡潔にお願いいたします。

質疑は認定第1号から認定第7号まで一括して行ってまいります。

本件につきましては、質疑の通告があっておりませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。認定第1号から認定第7号までの7件は、14名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思っております。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第7号までの7件は、14名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することと決定をいたしました。

決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によりまして、議長において、1番河野一仁君、2番森弘子君、3番村上義徳君、4番奥蘭由美子君、5番吉原政宏君、6番末吉達二郎君、7番古賀義教君、8番前原武美君、9番上津原博君、10番荒巻隆伸君、11番瀬口健君、13番中尾眞智子君、14番中島一博君、15番宮本五市君、以上14名の諸君を指名いたします。

日程第17 議案第34号

○議長（牛嶋利三君）

日程第17. 議案第34号 みやま市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について

て提案理由の説明を求めます。西山総務部長お願いします。

**○総務部長（西山俊英君）（登壇）**

議案第34号 みやま市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の規定に条ずれが生じたため、当該法律を引用するみやま市個人情報保護条例及びみやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を改正するものでございます。

またあわせて、特定個人情報の情報提供等記録の訂正を行った際の通知先の所管大臣の変更など、所要の改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

本件につきましては、質疑の通告があっておりませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第34号は総務常任委員会に付託いたします。

**日程第18 議案第35号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第18. 議案第35号 みやま市押印及び署名の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提案理由の説明を求めます。西山総務部長お願いいたします。

**○総務部長（西山俊英君）（登壇）**

議案第35号 みやま市押印及び署名の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、行政手続等の簡素化を推進し、市民の負担軽減、利便性の向上を図るため実施いたします押印及び署名の見直しに伴い、押印を求める規定があるみやま市固定資産評価審査委員会条例及びみやま市火入れに関する条例の2条例につきまして整理する必要があるため、条例を改正するものでございます。

主な改正内容としましては、みやま市固定資産評価審査委員会条例のうち、押印及び署名

を義務づけている規定について改正するとともに、みやま市火入れに関する条例の様式の中にございます申請者に求める「㊟」を削るものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

本件につきましては、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第35号は総務常任委員会に付託をいたします。

**日程第19 議案第36号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第19. 議案第36号 みやま市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく市税の課税免除に関する条例の制定について提案理由の説明を求めます。盛田市民部長兼市民課長お願いします。

**○市民部長兼市民課長（盛田勝徳君）（登壇）**

改めまして、皆さんこんにちは。議案第36号 みやま市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく市税の課税免除に関する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、時限法であった過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末に失効し、新法である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、本条例を制定するものでございます。

条例の主な内容につきましては、過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進区域内において、事業の用に供する設備を取得した者に係る市税の課税免除につきまして、従来からの対象業種であった、製造業、農林水産物等販売業、旅館業に加え、新たに情報サービス業などを追加するとともに、対象となる設備等の取得価格の要件を引き下げるなど、必要な事項を定めるものでございます。

また、附則では、従来条例でありますみやま市過疎地域自立促進特別措置法に基づく市税の課税免除に関する条例を廃止するとともに、経過措置や引用されている条例の改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようよろしくお

願ひ申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑の通告がございますので、発言を許可いたします。6番末吉達二郎議員。

○6番（末吉達二郎君）

今、部長の御説明があつたとおり、令和3年3月31日に失効した過疎法に対し、4月1日施行の新過疎法、これによって、議案第38号に密接に関連するんですけど、まず、この中で業種が情報サービス業というものが追加されております。いろいろ非常に間口が広いようなんですけど、これは具体的にどういう基準でされるのか、何か基準があるのか、お尋ねします。第1点です。

○議長（牛嶋利三君）

盛田市民部長兼市民課長。

○市民部長兼市民課長（盛田勝徳君）

ただいまの末吉議員の質問に対しましては、税務課長のほうから回答させていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

河野税務課長。

○税務課長（河野浩士君）

おはようございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

末吉議員さんのほうから御質問いただきました件については、私のほうからお答えさせていただきます。

今回の新法では、課税免除の対象業種が拡大されまして、製造業、旅館業、農林水産物等販売業に加えまして、新たに情報サービス業が追加となりました。

業種の判断基準といたしましては、総務省が示します日本標準産業分類表にあります分類区分を基準といたします。

情報サービス業の主な種目といたしましては、プログラムソフトウェア業、ゲームソフトウェア業、顧客のデータエントリーを行います情報処理サービス業、また、各種データを収集、蓄積し、情報として提供します情報提供サービス業などが該当いたします。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6 番末吉達二郎議員。

○6 番（末吉達二郎君）

産業分類表という総務省から出ているものがあって、それを基準に調べていると。だけど、非常にフアジーな部分はあるかと思imasuので、なるべく基準で救われるものは救っていくように努力してください。

それと、旧法が失効したということでちょっと懸念でお尋ねしますけど、新法施行後に増設した場合の取得価格の判断、これが、取得価格が違ってきておりますよね、そういうところからの意味です。

それと、もう旧法で固定資産税（償却資産）の課税免除を受けている人、3期受けられるはずなんですけど、2期目、3期目がどうなるのかということと、今回の改正で取得価格の判定がちょっと複雑になっているようですけど、十分見る限り、みやま市の事業者にとっては非常に有利になるんじゃないかというふうに思っていますけど、以上3点教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

河野税務課長。

○税務課長（河野浩士君）

先ほどの御質問ですが、既に旧法で免除を受けられている方が新たに増設を行った場合、増設後の資産につきましては新法の取得価格要件を適用することとなっております。

具体的には、個人事業にあつては、対象業種の全ての業種で5,000千円以上、また、法人事業にあつては農林水産物等販売業、情報サービス業では5,000千円以上、製造業、旅館業では、資本金が50,000千円までは5,000千円以上、1億円までは10,000千円以上、1億円を超える場合は20,000千円以上の資産が対象となります。

また、免除期間は当初の申請年度から3か年度でございますから、既に旧法で免除を受けられている方については、2年度目、3年度目は引き続きまして旧法での基準を適用することとなっております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6 番末吉達二郎議員。

○6 番（末吉達二郎君）

過疎法の新法、より広く救っていくという姿勢、方針が見えます。その点ではみやま市に

としてはよかったのかなというふうな気がします。ましてや、こういう情報サービス、こういうものをみやま市に誘致する上でも、これは新たな武器になるんじゃないかとも思っております。

それで、3番目、最後ですけど、今、新法で違う法律、似たようになっていますけど、それについて、以前は課税免除制度があったんですよね。ところが、新法になってその制度がなくなっているということを踏まえて一応念のためにお尋ねしますが、この新過疎法で課税免除した場合、旧法でもまだ課税免除って出てきますよね。そのときの減収補填額、いわゆる普通交付税で減収補填額があると思いますけど、この制度はそのまま維持されているんですよね、その点だけを最後にお尋ねします。

○議長（牛嶋利三君）

河野税務課長。

○税務課長（河野浩士君）

お答えいたします。

旧法では、減収額の75%を普通交付税で補填されておりましたが、新法でも変わらず同率が補填されることとなっております。

この新法を機に、新規事業者の参入とか設備投資等がより容易になるものと思われまして、今後の固定資産税を含みます市税の増収が見込まれるものと考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

以上をもちまして、通告による質疑は終わりましたが、ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第36号は総務常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第20 議案第37号

○議長（牛嶋利三君）

日程第20. 議案第37号 みやま市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。坂田環境経済部長お願いします。



**○環境経済部長（坂田良二君）（登壇）**

それでは、議案第37号 みやま市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますけれども、固定資産税を課税免除する対象施設の設置期限につきまして、これまでの基本計画の同意日から「起算して5年以内」に当たります令和4年9月28日でございますが、これから約半年間延長いたしまして、「令和5年3月31日まで」とするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

本件につきましては、質疑の通告があっておりませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第37号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

**日程第21 議案第38号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第21. 議案第38号 みやま市過疎地域持続的発展計画の策定について提案理由の説明を求めます。西山総務部長お願いします。

**○総務部長（西山俊英君）（登壇）**

議案第38号 みやま市過疎地域持続的発展計画の策定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和3年3月末日をもって失効した過疎地域自立促進特別措置法に代わり、同年4月1日より、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、新たに令和3年度から令和7年度までを計画期間とするみやま市過疎地域持続的発展計画を策定するため、同法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

過疎地域持続的発展計画、いわゆる過疎計画の策定に当たりましては、国の定める作成例に基づき作成いたしております。

具体的な支援施策として措置されます過疎対策事業債の活用につきましては、この過疎計画に記載する必要があるものでございます。

また、本計画の策定においては、同法第8条第7項の規定により、あらかじめ県と協議しなければならないこととされており、これにつきましては、8月に福岡県との協議が調っておりますことを申し添えます。

それでは、本計画の概要を御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

まず、基本的な事項について説明いたしております。1ページからみやま市の概況を、3ページ下段から人口及び産業の推移と動向、8ページから行財政の状況、10ページから12ページにかけては、新過疎法の趣旨を踏まえ、地域の持続的発展の基本方針を定めております。

13ページの地域の持続的発展のための基本目標及び下段の計画の達成状況の評価に関する事項は今回新たに設けられた項目で、市の総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる目標値をもって本計画の目標値とし、計画の中間年と最終年に評価を行うこととしております。

14ページには、公共施設等総合管理計画との整合について記載いたしております。

続いて、15ページからは、産業の振興や交通施設の整備、交通手段の確保、生活環境の整備、医療の確保、教育の振興など、過疎地域が抱える喫緊の課題について、12の施策区分ごとに、現況と問題点、その対策、事業計画、公共施設等総合管理計画等との整合をお示ししております。特に本計画では、新過疎法の趣旨に基づき、15ページの、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、23ページの地域における情報化、45ページの再生可能エネルギーの利用の推進の3つの項目を新たに追加しております。

また、本計画に記載しております事業は、これまでの過疎地域自立促進計画に掲げておりました事業の趣旨を継承しつつ、過疎地域からの自立と持続的な発展を目指す基本方針を踏まえて計画いたしております。

今後は、本計画に基づき、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上が実現されるよう、全力を挙げて取り組んでまいります。

なお、48ページ以降は、事業計画のうちソフト事業であります過疎地域持続的発展特別事業分を再掲した一覧表を添付いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、これより質疑の通告がありますので、発言を許可します。3番村上義徳議員。

**○3番（村上義徳君）**

今説明がありました概要の3ページの中ほどのウのところなんです、社会経済的発展の方向の概要、この内容のところなんです、博多ブランドについて記述があります。博多ブランドはみやま市も活用して全国へ向けての特産品の出荷が取り組まれていまして、非常に市場でも高い評価を受けているわけなんですけれども、この農産物を生産するみやま市の農業の将来のためにも、この高品質の出荷物をみやまブランドとして確立していく方向性を示していくのが地元農業に対する行政の関わり方ではないかと私は思うんですが、このブランドに関して、博多ブランドを今後も継続してずっと使っていくのか、あるいはみやま市のブランドをして確立してみやまの生産者の顔が見えるようにしていくのか、こういった方向性は非常に長いスパンで将来の農業に対して大事なことだと思いますので、そのブランドの考え方について説明をお願いしたいと思います。

**○議長（牛嶋利三君）**

木村企画振興課長。

**○企画振興課長（木村勝幸君）**

私のほうから回答をさせていただきます。

村上議員さんも御承知のとおり、本市は古くから、ナスとかセロリとかの産地でございます。特にナスに関して言えば、以前は「瀬高ナス」という名前で販売されていたというふうに思いますけれども、福岡県のほうでは一層の販売促進を図るということで、JAグループと連携してブランド化が進められてきたと。そういった中で、博多という冠をつけて「博多ナス」といった博多ブランドで戦略的に販売されているという現状がございます。記載していますとおり、既に市場のほうでは「博多ナス」という名前で定着をしていますし、非常に高評価をいただいているというふうに思っております。そういった中で現時点で、例えば、議員さんおっしゃったような、みやまブランドという形で売りに出すということに関してはなかなか容易ではないかなと現時点では思っているところです。

しかしながら、「博多ナス」のブランドを支えているのはやっぱりみやま市の産地だとい

うふうに思っておりますので、産地であるみやま市をしっかりPRしていくというか、そういった部分が必要じゃないかなというふうに考えているところです。そういったところで、過疎計画の18ページのほうに少し今後の方向性を記載しております。

今後の農業の振興策ということで書いておりますが、道の駅など、直売所の育成・機能強化等により、販路拡大を図って、農産物のみやまブランド化の確立を推進するというふうなことで掲げているところでございます。

県内2位の売上高を誇ります道の駅みやま直売所でございますが、そちらのほうで、この「博多なす」、あるいは「博多セロリ」、そういったものを、博多ブランドの野菜を販売することによって、みやま市が産地だよということをアピールする、そういったことがやっぱり必要だと思いますし、あわせて、そのほかにもみやま市にはいろんな農産物が豊富にとれますと、そういったものを販売しておりますので、そういった部分も併せてPRすることで、高品質の農産物の産地みやま市というふうなところを思っただくことでみやま市の認知度を高めて、これから先の将来の農産物のブランド化につなげていきたいというふうなことでこの計画を策定しておるところでございますので、ぜひ御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

3番村上義徳議員。

○3番（村上義徳君）

この計画も令和3年から7年ということで5年という長いスパンで計画をされているわけですね。ですから、じゃ、これは1年、2年でブランドをみやまに変えていくかというのは、それは到底無理なことです。ですから、この5年に限らずもっと長いスパンで農業というのは続けていくわけですから、長いスパンでこのみやまを農業の生産地として、高品質の農産物の生産地としてどううたっていくか、アピールしていくか。消費者というのはやっぱり書いてあるブランドを見るんですね、これはおいしいね、どこのだろうと、あ、みやまかと。今は博多の名前を書いてあるわけですね。博多のナスがおいしいね。やはりこれは生産者の顔が見える形で生産者の生産意欲を沸き立たせるためにも、みやまブランド等をしっかり考えて、ぜひそこは生産者と一緒に市も取り組んでいただきたいと思いますというところなんですけれども、そういう長いスパンでの計画を、これはこれで5年間の計画を進めていかれるで

しょうけれども、特にこれが今、農業に特化した計画ということではなくて、社会経済の中の一つとして今ここに書いてあるわけですから、そういった長いスパンでのみやまの基幹産業である農業の在り方というのをもう一回考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

宮崎農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎眞一君）

議員さんおっしゃりました長いスパンで、今回の過疎計画のみならず、みやま市の農産物の知名度をアップ、これにつきましてはやっていくということであるんですけども、現在、みやま市のシティプロモーション戦略の具体的なアクションプランとして、「晴れのまちみやま野菜」ブランディングということで、その一環として、みやま市の農産物知名度アップやブランドの価値向上を図っております。

数年前から農産物販売力強化対策費ということで、農林水産課所管の予算で取り組んでおりまして、コロナ禍以前だと市長を含めたところのJAとともに、トップセールスや、東京をはじめとする都市圏への出店を行ったり、あと、御承知かと思いますが、ラッピングトラック事業であったりとか、あるいは博多駅前に出店、LINEスタンプ事業、それから、JAと協力しながらナスとセロリの出荷段ボールにマスコットキャラクターの「くすっぴー」など、みやま市をアピールするような取組は今やっております。

ちょっとお答えにはなっていないかもしれませんが、今後も引き続きこのような販売力強化対策を行いながら、みやま市産のブランド化を進めていくこととしております。

おっしゃるように、もう長いスパンで考えた上でのございますけれども、ぜひ実現するように努力してまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「ぜひよろしく願います」と呼ぶ者あり）

続きまして、6番末吉達二郎議員。

○6番（末吉達二郎君）

この過疎地域持続的発展計画も相当ボリュームがありまして、読むのもまだ完全に読んでいないんですけど、いろいろ村上議員と同様、中身についてのことも聞きたいんですけど、大局的な見地でちょっとお尋ねしたいと思います。

先ほど西山部長も言われた新法の趣旨を踏まえてこれは計画を立てているということで、まさにそのとおりと思います。これが今後5年間いろんな過疎事業をするに当たっての対象がいろんな補填を受けるというものに、これは絶対必要だから、そういう意味でも重要なものであるということも理解しております。

ただ、旧過疎法と新過疎法の施策が、多分連続してある程度あると思うんですけど、文言で言うと、自立促進、この中にありますけど、そういうこともありますから、その趣旨を踏まえてどういう改正があったと。改正の中身は以前、議案等の概要ということで、どういうものをしているというのは書いてあります。だけど、趣旨を踏まえた上でこれを理解したいと思うので、その点の説明を求めます。

**○議長（牛嶋利三君）**

木村企画振興課長。

**○企画振興課長（木村勝幸君）**

私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、先ほどおっしゃった、旧過疎法と新過疎法の施策の違いといいますか、そういった部分でございます。

法律の名称が、旧過疎法については、過疎地域自立促進特別措置法と、過疎地域の自立促進ということでなっておりました。文字どおり、第1条の目的の中に、過疎地域の自立促進を目的とするというふうなことでうたってあったのが旧過疎法になります。

一方、今回の新過疎法、名前の示すとおり、過疎地域の持続的発展ということが第1条の目的のところに記載をされているところです。自立促進から、もう一步踏み込んで持続的に発展していくというふうな法の趣旨になっております。

ですので、旧法からつながっている部分もありますが、新たに中身で変わっている部分がございます。先ほど提案理由の中で部長も申しましたとおり、新過疎法のほうでは施策区分の中に、移住・定住、地域間交流の促進、人材育成という項目と、地域における情報化という項目と、再生可能エネルギーの利用の推進という新たな3項目が追加をされたということになっております。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

6番末吉達二郎議員。

## ○6番（末吉達二郎君）

今の御説明でいくと、旧法が自立促進ということに着目した5年間のものであったというふうに考えると、自立はある程度したから今度は持続をさせるんだというような感じを受けます。私も法律を勉強していないので、軽々には言えないんですけど、ちゅうことになると、さらにこの法律によって地域頑張れよというようなことになるかと私は感じます。そういう意味では、この計画をつくられて、これを推進していくことが非常に大事だということもよく理解できます。全部網羅しておかんと、もうできない部分もあると思います。だけど、そこら辺は市長をはじめとして施策を厳正に選ばれて発展させていただきたいと思います。

それと、今んと重複するかもしれんけど、旧過疎法では過疎債により3割の負担で事業が展開されたんですけど、執行部のほうも非常に令和3年3月31日で切れるから、この点については——それはもう国会が決めることだから見通せないけど、ただ、昭和41年から続いているという状況下の中でもこれが国会で可決されたということは、過疎地域ちゅうことはあんまりいい言葉じゃないけど、早く脱却せにゃいかんのですけど、そういう意味では、これをてこに発展させていくということによかったかと思います。

ただ、私たちが説明では、7割の部分とか、そこら辺があまり、全協であったのか、ちょっとそこを私が覚えていないならもう失礼しますが、そういう点を若干説明して、かつ、そういう部分と過疎の問題ちゅうのはまだこういうところ出てきましたよというような全体的なフレームの中で説明していただけませんか。

## ○議長（牛嶋利三君）

木村企画振興課長。

## ○企画振興課長（木村勝幸君）

お答えします。

過疎債のことですが、当時、前の旧法が切れるというところで、この過疎債が活用できなくなるというのが本市としては一番の懸念でございました。新過疎法におきましては、過疎対策事業債もこれまでどおり活用できることとなっております。元利償還の7割が普通交付税で算入されるということになっております。ですので、旧法どおりの支援が受けられるということになります。

しかしながら、近年では全国的に過疎債の需要が非常に増加しておりまして、要望した額が全て借入れが可能かという、なかなかそれが難しいような状況に今なりつつあります。

そういった中で、新過疎法の中では過疎債の特別分というのがございまして、その中に新たに自治体が策定します公共施設等総合管理計画、こちらのほうに基づいて行われます公共施設の統廃合、そういったものを伴う集約化とか複合化とか、そういった事業を行う場合にあっては、その過疎債を活用するという場合にあってはほかの事業に優先して額の確保ができると、同意額がもらえるというふうなことに新しい過疎法でなっております。

そういった意味では、本市は、市民センターは幾つかの施設を統合して1つにするというふうなものになりますし、新ごみ処理施設についても、柳川市と広域に1つの施設を造るというふうなことになりますので、そういったものはこの特別分に該当するというふうに思っております。こういった部分は新たな恩典というんですかね、メリットということになるというふうに思っております。

それから、それ以外にも、過疎債以外にも支援の部分として、先ほど議案第36号でありました固定資産税の課税免除の業種の追加とか、取得価格の引下げとかによりまして、減収補填措置がされるというふうな見直しもされているというふうなところですので、新過疎法ではそういったメリットがございましてということでございます。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

6番末吉達二郎議員。

**○6番（末吉達二郎君）**

丁寧な答弁ありがとうございました。端的に言えば、旧法が失効したけど、新法はよりよいものに、梓自体の混乱性、これは今度は51億円ぐらいの事業費を国のほうに申請するか、もうしたかどうかはちょっと——そういう中でも生きてくるものが非常にあるかなと、国の予算が、国の認定事業が。そういう意味では、よりよい改正になったということを今答弁していただいたと思います。

こういうものを使って市長のほうにお願いしますけど、よりよいみやま市、そして各事業項目、やっぱりこれは、この計画自体の性格上、全部網羅しないといかんから、その選択ちゅうものが非常に執行部のほうは大事になってくると思いますので、その点を注意しながら、よりよいみやま市になるように今後さらなる努力をお願いします。もう答弁要りません。

**○議長（牛嶋利三君）**

以上をもちまして、通告による質疑を終わります。



ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第38号は総務常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第22 議案第39号

○議長（牛嶋利三君）

日程第22. 議案第39号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第6号）について提案理由の説明を求めてまいります。西山総務部長お願いします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第39号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第6号）について提案理由の御説明を申し上げます。また少し長くなるかもしれませんが、どうぞよろしく願いいたします。

令和3年度みやま市一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算にそれぞれ532,714千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23,812,263千円といたしております。

まず、予算書4ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございますが、年度内に完成が見込めないコミュニティバス購入事業につきまして、限度額を定めて翌年度に繰り越すものでございます。

続いて、5ページの第3表 債務負担行為補正は、桜舞館及び瀬高小学校のスクールバス運行委託料について、来年度以降の債務を負担するため、それぞれ追加をいたしております。

次に、予算書6ページの第4表 地方債補正は、ため池等浚渫事業を追加し、過疎対策事業の限度額を変更いたしております。

続きまして、歳入予算の主なものについて御説明いたします。

予算書は9ページからでございます。

13款1項1目の土地改良施設維持管理適正化事業費分担金180千円は、揚水ポンプ設備改修に伴う受益者からの分担金であります。

次に、予算書10ページ、15款1項1目の障害児通所等支援給付費負担金は、障害児支援サービス費に係る国庫負担金で、22,700千円を計上いたしております。補助率2分の1でございます。

続きまして、11ページ、15款2項1目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付

金は、がまだす・みやま全力応援事業・第13弾の経費に充てるため、68,785千円を追加いたしております。

次の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金11,500千円は、ワクチン接種に係る国庫補助金で、補助率10分の10でございます。

次に、予算書12ページ、16款・県支出金、1項1目の障がい児通所等支援給付費負担金の補助率は4分の1で、11,350千円を計上いたしております。

続いて、13ページの16款2項4目、農業費補助金は、歳出予算と連動し、それぞれ追加いたしております。

次に、予算書14ページ、20款1項1目、前年度繰越金324,499千円は、一般財源の額を調整して計上いたしております。

続いて、15ページ、21款3項1目の中小企業融資預託金元利収入は、当初予算額1億円に50,000千円を追加補正するものでございます。

次に、予算書16ページ、21款4項4目のコミュニティバス損害保険金2,812千円は、コミュニティバスの事故による保険金収入でございます。

続いて、17ページの市債でございますが、歳出予算と連動し、ため池等浚渫事業債を32,000千円追加し、過疎対策事業債を7,600千円減額いたしております。

続いて、歳出予算について御説明いたします。予算書18ページからでございます。

2款1項2目のSNS情報発信システム構築委託料3,500千円は、様々な市の情報を必要な方にきめ細やかに配信したり、ごみ出しなど、市民からの問合せにスピーディーに対応するなど、SNSの情報発信強化を図るものでございます。

次の公共施設等総合管理計画更新業務委託料は、平成28年度に策定した計画の見直しを行うもので、委託料5,000千円を計上いたしております。

次の、高田支所庁舎等営繕工事費1,500千円は、電話機、電話システムの更新を行うものでございます。

次に、6目・公共交通対策費のコミュニティバス購入費6,600千円は、本年6月の事故に伴い、コミュニティバスを廃車したため、新たに14人乗りバス1台を購入するものでございます。

続いて、8目の地域おこし協力隊起業支援補助金は、協力隊が起業するための支援金を助成するもので1,000千円を計上いたしております。

次に、9目の財政調整基金積立金は、条例に基づき3億円を追加いたしております。

続いて、10目、情報化推進費については、市民サービスの向上と「新しい生活様式」に対応するためインターネット上で施設の空き状況や予約ができるシステムを導入するもので、システム構築委託料7,200千円及びパソコン、プリンター等の備品購入費4,000千円を計上いたしております。

予算書19ページのみやまイーナ商品券交付金は、マイナンバーカードの交付率40%を目指すとともに、コロナ禍で落ち込む地域経済の回復を支援するため市内限定の商品券を追加発行するもので、10,000千円を計上いたしております。

次に、予算書20ページをお願いいたします。

2款2項1目の税務事務費は、来年2月から3月に行われる確定申告における感染防止対策を図るための経費で、総額823千円を計上いたしております。

続いて、21ページ、3款1項1目の健康・福祉フェスタ実行委員会補助金は、新型コロナウイルスの影響により開催を中止したため、補助金3,300千円を減額いたしております。

次に、4目の障がい児支援サービス費は、放課後等デイサービス費や児童発達支援サービス費などが不足する見込みのため、45,401千円を追加いたしております。

次に、予算書22ページ、4款1項1目の職員時間外勤務手当11,500千円は、新型コロナウイルスワクチン接種の業務量増に伴い、職員時間外勤務手当を追加するものでございます。

次に5目、地球温暖化防止事業費は、太陽光発電システム設置補助金及び蓄電池設置補助金が不足するため追加補正するものでございます。

続いて、23ページ、4款2項4目の粉砕機設置工事費は、施設職員などの感染予防対策や燃やすごみを減少させるためバイオマスセンターに粉砕機を整備するもので、15,000千円を計上いたしております。

次に、予算書24ページをお願いいたします。

6款1項3目の水田農業DX推進事業補助金3,810千円は、デジタルデータによる生産性向上を図るため、機械導入費用の一部を助成するものでございます。

次の農業用ハウス湛水被害軽減対策事業補助金は、ハウスへの浸水を防ぐために必要な排水ポンプの整備に対し費用の一部を助成するもので、3,673千円を計上いたしております。

次に、4目のふくおかの畜産競争力強化対策費補助金1,887千円は、畜産における生産基盤の改善を図るため、設備及び機械導入費用の一部を助成するものでございます。

続いて、5目、ため池等浚渫事業費は、ため池、クリークの堆積土砂をしゅんせつし越水の危険性軽減などを図るための事業で、測量設計委託料6,000千円やため池等浚渫工事費19,000千円などを計上いたしております。

次に、7目、ほ場整備事業費の揚水ポンプ設備改修工事費3,500千円は、瀬高北部19号揚水機場のポンプ設備改修を行うものでございます。

次に、予算書26ページをお願いいたします。

7款1項2目の中小企業融資預託金は、預託額を増額することにより中小企業者が借入れしやすい環境を整えるもので、50,000千円を追加いたしております。

次のイベント実行委員会補助金は、収穫祭中止に伴い、補助金8,800千円を減額いたしております。

続いて、融資制度利用者支援事業補助金8,000千円は、中小企業者の資金繰り支援として、令和3年度分の利子相当額を市が全額助成するものでございます。

続いて27ページ、8款5項1目の老朽危険家屋等除却促進補助金は、補助金申請の増加に伴い、不足を見込み20件分を追加補正するもので、9,000千円を計上いたしております。

次に、予算書28ページをお願いいたします。

10款2項1目の小学校感染対策工事費4,800千円は、大江小学校ランチルームに空調機を設置するものでございます。

次の2目、みやまを知るわくわく体験事業補助金は、新型コロナの影響が長期化する中、感染症対策のため様々な活動制限を受けている子供たちに、本市の自然、観光、新たな施設などを体験することで、地元を知り、地元への愛着を育成し、また、学生時代の忘れられない思い出づくりとする事業で、補助金6,656千円を計上いたしております。

続いて29ページ、3項、中学校費も小学校費と同様に、瀬高中学校理科室及び高田中学校美術室の空調機設置工事費5,000千円、みやまの魅力体験事業補助金3,572千円を計上いたしております。

最後に、予算書30ページ、10款4項、社会教育費につきましては、各種イベント、行事が新型コロナの影響により中止となったことに伴い、それぞれ補助金などを減額いたしております。

なお、詳細な内容につきましては、資料に記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、これより質疑の通告がございますので、発言を許可してまいります。

まず、歳出2款1項6目、企画費に対する質疑を行います。3番村上義徳議員。

**○3番（村上義徳君）**

予算書18ページの6目、コミュニティバス購入費6,600千円についてですけれども、私はこの補正予算（第6号）のバス購入費については、この説明書に6月事故が発生したということの説明がありました。これを見て初めて知りました。この事故の状況、それから、この事故に伴う過失及び責任についての説明をお願いします。

**○議長（牛嶋利三君）**

木村企画振興課長。

**○企画振興課長（木村勝幸君）**

私のほうからお答えいたします。

まず、6月に発生しましたコミュニティバスの事故の件について、この間、全員協議会等、報告の機会がございましたが、これまで報告を行っていなかったことについてこの場を借りておわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

改めて事故の詳細を御説明させていただきます。

去る6月10日正午頃、国道443号バイパスの金栗交差点のところでコミュニティバスが停車をして信号待ちをしておりました。そのコミュニティバスの3号車に一般の普通乗用車が後ろから追突をしてきて、コミュニティバスの後部が大破をしたと。相手方の車両は当然、前方のほうが大破をしたというふうなものでございます。

当時、コミュニティバスのほうには幸いにも乗客は誰も乗っておられなくて、乗客にけが人が出るといった重大事故にはつながらなかったということでございます。運転手のほうは翌日に病院のほうに行かれて、打撲というふうな診断をされております。それから、相手方は高齢の女性の方でございまして市外の方ですが、骨折をされて2週間ほど入院をされておられて、既に退院をされたというところでございます。停車中のコミュニティバスに後ろから追突をされたというふうな事故でございました。

コミュニティバスの破損状況ですが、先ほど言いましたように、車両の後部が、後ろのほうが大破をしておられて、バックドア、それからリアフェンダー、リアフロアパン、リア

の車軸、あるいはリアのデファレンシャル、そういった骨格系とか、あるいは駆動系の修理が必要な状況となっております。ディーラーのほうに修理の見積もりをお願いしましたところ、2,730千円の修理代ということで、新車購入価格の半分近くの金額が修理代というふうな見積りになっておりました。それで、修理代が非常に高額だということで、修理をするかどうか、私たちだけではなくて、運行事業を委託しております運行事業者にも相談をしながら、意見を聞きながらちょっと検討をしたところでございます。

破損の状況が車体のフレームにも至っているというふうなところで、仮に修理をしても後々不具合が生じる可能性が非常に高いということで、不具合が出るたびに修理に出さないといけないということになりますので、お客様に対する対応とか、あるいは予備車で代替をするというふうな手続も必要になってきますし、修理の手配、そういったことを考えますと、運行管理上、修理をしたとした場合にも支障が考えられるということ、あるいは、そういったことで不具合が度々出ますと、修理費も今後かさんでいくというふうなおそれもありましたことから、買換えという判断をさせていただいて、今回、補正予算をお願いしたということになります。

今回の補正予算では、予算書を見てもらいますと、歳入のほうでコミュニティバス損害保険金ということで2,812千円が計上されております。歳出のほうで見ますと、バスの購入費が6,600千円、そのほか公課費等で合計で6,770千円をお願いしているところでございます。車両の購入費と保険金の収入と差引きしますと、3,800千円ほど不足が生じるわけですが、そのうちの3,300千円、車両購入費の2分の1については、実は国の補助金を活用しまして車両減価償却費等国庫補助金という補助金があります。それを活用する予定でございます。これについては、新しくこういったバスを購入した場合に、車両の減価償却費に対して毎年補助をするというふうな制度になっておりますので、購入した後に、償却が大体5年ですので、5年間にわたって減価償却費の分の補助を受けていくというふうなことになります。ですので、来年度から補助を5年間にわたってもらおうというふうなことで予定をしておるところでございます。トータルで見ますと、市が持ち出す分が約500千円弱というふうなところになる見込みでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（牛嶋利三君）

3 番村上義徳議員。

**○3番（村上義徳君）**

そうしますと、今、コミュニティバスは1台足りない状況で運行をしておられると思うんですけども、これについてダイヤの影響があるかどうかということと、この新規のバスがいつ頃から平常どおりに運行に入れるのか、それについてはいかがですか。

**○議長（牛嶋利三君）**

木村企画振興課長。

**○企画振興課長（木村勝幸君）**

今はこのバスの代わりに2台予備車を持っておりますので、予備車で代替で運行しておりますので、ダイヤ等の変更はございません。今までどおり運行をしております。

それから、今回の補正予算で繰越しのほうも一緒に併せてお願いをしているところでございます。車両についてが発注から製作をするということになりますので、車両を造るのに6か月ほどかかります。それから運賃箱の設置とか、いろんな改造を加えなければなりませんので、それに二月ほどかかる見込みでございます。ですので、8か月かかって納車をするということになりますので、早くても来年の6月とか7月とか、そういった時期に納車がされてその車両を使って運行するというふうなことになっていこうかというふうに思っているところです。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

この件について、2款1項6目についての質疑はなしと認めます。

次に、歳出7款1項2目、商工業振興費に対する質疑を行ってまいります。5番吉原政宏議員。

**○5番（吉原政宏君）**

がまだす・みやま全力応援事業・第13弾、資料3ページの下段の市内中小企業者支援（月次応援金・第2弾）ということで、6月議会で、5月、6月分の24,500千円を可決しておりますが、これが9月まで延長ということとなっております。5月、6月の補助件数及び補助

総額等の実績をまずお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

猿本商工観光課長。

○商工観光課長（猿本邦博君）

皆さんこんにちは。私のほうから吉原議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

まず、月次応援金事業の概要について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、売上げが30%以上減少した中小法人、個人事業者を支援するため、国、県の支援金に上乘せし、応援金を支給し、事業継続を下支えすることを目的としており、市としましては、月額25千円から100千円助成するものでございます。

次に、予算計上の考え方でございますが、対象となる事業者数につきましては、国の中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証4号、これにつきましては、売上高が前年同月比20%以上減少になった件数に基づき算出しておるところでございます。1か月分予算190件の12,250千円で、2か月分の24,500千円を6月議会で承認いただいたところでございます。

さて、御質問の5月から現在までの補助件数並びに補助総額等の実績でございますが、まず、5月分でございますが、市の補助金は45件、総額2,399千円でございます。次に、6月分でございますが、17件の総額792千円でございます。

合計しまして、5月、6月分で、申請件数62件、補助金額3,191千円であり、今回、国、県の延長に伴い、市におきましても、3か月延長することといたしております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

5番吉原政宏議員。

○5番（吉原政宏君）

当初は6月の段階では280件を見込んでいたところ、現在のところ62件の申請ということでありました。この件数をどのように捉えられているのか、実態経済のそのままの数字が62件なのか、それとも、申請が少ないと思われるのか、その少ないのはどういった理由で少ないと分析されているのか、また、それに対してどのような対策を取られるとこの予算で考えられているのか、伺います。



○議長（牛嶋利三君）

猿本商工観光課長。

○商工観光課長（猿本邦博君）

御質問にお答えいたします。

この実績を見たところ、やはり大変少なくて思ったところでございます。

そうした中で、商工会とも情報を共有する中で、3点ほど要因が考えられるんじゃないかと思ったところでございます。

1点目が、収入の減少件数が見込みよりそんなに大きくなかったんじゃないかなというところは1つ考えております。

2点目が、制度と手続の煩雑さから申請をためらわれたんじゃないかと思っております。今回、国、県への申請でございますが、登録確認機関、これは、商工会や金融機関になるんですけど、これの事前確認等が昨年の持続化給付金に比べて追加となっております。こういった方法から煩雑になっている分で申請をためらわれたんじゃないかと思っております。

3点目が、制度周知が上げられるんじゃないかと思ったところでございます。周知としまして、市としましては、ホームページや7月1日の全戸配布で、がまだす・みやま全力応援事業、みやま市独自の支援策を配布したところでございます。

商工会につきましては、7月中旬に令和3年度新型コロナウイルス感染症関連支援策の御案内という形で会員さんのほうに文書等を配布してもらったところでございます。そういった中で周知を図ってきたところでございますが、なかなか事業者の方々にはそこまで浸透ができていなかったんじゃないかなというところを考慮しております。

そうした中で、今後の対応策を踏まえたところで、実は昨日、商工会のほうと頻繁に事務方で協議をしております。そうした中で、商工会としても再度分かりやすい事業、案内文書の配布を再度やっていくと。それと、先ほど言いました登録確認機関、これは金融機関も対象になりますので、これはちょっと金融機関とこれから相談なんですけど、金融機関のほうに足を運びまして、顧客事業者等への事業の周知の案内をお願いしていただこうと思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

5番吉原政宏議員。

○5番（吉原政宏君）

ありがとうございます。不要不急の外出自粛要請や各種行事、イベントの中止などで、やはり地域の経済も大分痛んでいるところがあると思います。先ほど課長がおっしゃられた周知の新たな工夫や申請の手続のハードルを下げるような工夫をしていただき、地域事業者への寄り添い、手の届きやすい支援策になるように工夫していただきたいというお願いをいたしまして、質疑を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

以上をもちまして、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第39号は会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

日程第23 議案第40号

○議長（牛嶋利三君）

日程第23. 議案第40号 令和3年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を求めます。西山総務部長お願いいたします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第40号 令和3年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の御説明を申し上げます。

令和3年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ34,335千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,037,015千円といたしております。

まず、歳入予算でございますが、6ページをお願いいたします。

8款1項1目の前年度繰越金34,335千円は、財源を調整し、計上いたしております。

次に、歳出でございますが、7ページの7款. 諸支出金、1項2目. 償還金は、介護給付費等事業費や地域支援事業費などの前年度精算による国、県支払基金への返還金34,335千円を計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

本件につきましての質疑の通告はあっておりませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第40号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

ここで暫時休憩というようにございますが、ちょうどもう12時15分になったところでございます。

ここで発議第4号の関係あたりを今から御審議いただきたいということですが、休憩をすれば13時30分、1時半からぐらいの再開と予定としてはなります。そこで、議員さん、それから、執行部も含めて皆さんにどうするのかをお諮りしたいと思います。このまま続行するのか、それとも、休憩を取りながら13時30分からの会議にするのか。大体、発議第4号は、皆さん方御説明をして今日に至っております。いかがいたしますか。（「続行」と呼ぶ者あり）続行でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

そしたら、これより発議第4号……（「ちょっと配付を」と呼ぶ者あり）すみません、資料を配付しますね。

ここで暫時休憩します。

午後0時14分 休憩

午後0時16分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩を閉じて会議を再開します。

配付漏れないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

それでは、発議第4号 ワンヘルスの推進に関する決議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第4号 ワンヘルスの推進に関する決議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることと決定をいたしました。

#### 追加日程第1 発議第4号

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第1. 発議第4号 ワンヘルスの推進に関する決議を議題といたします。

事務局長より朗読をいたします。田中議会事務局長をお願いします。

○議会事務局長（田中裕樹君）

それでは、私のほうで朗読をさせていただきますが、発議第4号につきましては、議長宛てに宮本副議長が提出者となり、全議員さんで提出をされております。名前の読み上げについては、割愛をさせていただきたいと思っておりますので、2枚目から朗読をさせていただきます。

〔朗読省略〕

○議長（牛嶋利三君）

それでは、ここで提出議員の説明を求めてまいります。15番宮本五市議員。

○15番（宮本五市君）（登壇）

それでは、発議第4号 ワンヘルスの推進に関する決議について提案理由の説明を申し上げます。内容についてはただいま事務局長が朗読しましたとおりです。

ワンヘルスの推進に関する決議につきましては、皆様方の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行ってまいります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

発議第4号は会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第4号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

続きまして、これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りをいたします。発議第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第4号 ワンヘルスの推進に関する決議は原案のとおり可決をされました。

お諮りをいたします。有明生活環境施設組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、有明生活環境施設組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることと決定をいたしました。

**追加日程第2 有明生活環境施設組合議会議員の補欠選挙について**

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第2．有明生活環境施設組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選にしたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思ひます。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議長が指名することと決定をいたしました。

有明生活環境施設組合議会議員に、9番上津原博議員を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長が指名をいたしました上津原博議員を有明生活環境施設組合議会議員の補欠選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま議長が指名をいたしました上津原博議員が有明生活環境施設組合議会議員に当選をされました。

当選されました上津原博議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、次の本会議は9月8日となっておりますので、御承知おきを願ひいたします。

午後0時25分 散会